

○宮代町ごみ集積所設置等に関する指導要綱

令和6年3月12日

告示第28号

(目的)

第1条 この要綱は、開発行為又は建築行為を行う者（以下「開発行為者等」という。）又は町民等に対し、ごみ集積所の設置及びその維持管理に関し適切な指導を行うことで、町民等の良好な生活環境を保全するとともに、ごみ及び資源類（以下「ごみ等」という。）の収集作業の安全性を確保し、かつ、効率化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ごみ集積所」とは、町民等がごみ等を持ち寄り、当該ごみ等を町が収集する場所をいう。

(利用者の責務)

第3条 ごみ集積所の利用者（以下「利用者」という。）は、町長が定めたごみ等の排出方法以外の方法により、ごみ集積所にごみ等を排出してはならない。

2 利用者は、ごみ等が散乱し、流出し、又は悪臭が漏れることのないようごみ集積所を常に清潔に保たなければならない。

3 利用者は、ごみ集積所の清掃その他維持管理について、町長が任命した廃棄物減量等推進員の指導に従うものとする。

(ごみ集積所の設置基準)

第4条 開発行為者等が計画戸数が4戸以上の住宅を建築するときは、原則として、ごみ集積所を設置しなければならない。

2 町民等が新たに設置するごみ集積所は、前項の設置基準を満たさなければならない。

3 ごみ集積所の面積は、次に掲げる基準を満たすものとする。

（1）世帯用住宅（単身者用ワンルーム住宅を除く。）の居住者が利用するごみ集積所は、0.2平方メートルに当該ごみ集積所の利用に係る世帯用住宅の戸数を乗じて得た面積以上の面積とすること。

（2）単身者用ワンルーム住宅の居住者が利用するごみ集積所は、0.15平方

メートルに当該ごみ集積所の利用に係る単身者用ワンルーム住宅の戸数を乗じて得た面積以上の面積とすること。

(3) 前2号に掲げるごみ集積所の最低面積は、2平方メートルとすること。

4 ごみ集積所の位置及び構造は、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) ごみ集積所の位置は、収集作業に支障のない道路際とするものとし、原則として、交差点から5メートル以上離れた位置とする。

(2) ごみ集積所が面する道路は、原則として、幅員が4メートル以上で通り抜けられるものとする。

(3) ごみ集積所の構造等は、原則として、壁はブロック積み、床はコンクリート打ちとし、道路側に傾斜を付けるものとする。

(4) ごみ集積所は、鳥獣によるごみ等の散乱被害防止のためのネットを取り付ける等、環境衛生の確保に十分留意するものとする。

(ごみ集積所設置及び利用等の届出等)

第5条 開発行為者等が、宮代町開発指導要綱（令和3年宮代町告示第57号）第5条に規定する開発行為等事前協議申請書を町長に提出するときは、ごみ集積所詳細図（ごみ集積所の平面図、断面図及び求積図をいう。）を添付するものとする。

2 開発行為者等が建築物を第三者に売却する場合は、当該開発行為者等はごみ等の適正処理について、購入者に対して十分な説明を行わなければならない。

3 開発行為者等、建築物等の購入者又は町民等は、ごみ集積所の利用を開始、移設又は廃止する場合には、開始、移設又は廃止する日の7日前までに、ごみ集積所設置（新設・移転・廃止）届出書（別記様式）に次の書類を添付の上、町長に提出しなければならない。

(1) ごみ集積所の場所を示す案内図

(2) その他町長が必要と認める書類

(住宅以外の建築物から排出されるごみ等)

第6条 住宅以外の用途に供する建築物から排出されるごみ等は、原則として、当該建築物の所有者、管理者又は占有者の責任において処理するものとする。

2 住宅以外の用途に供する建築物から排出されるごみ等の処理を久喜宮代衛生組

合に依頼するときは、事前に同組合と協議を行うこと。

(ごみ集積所の帰属)

第7条 町は、開発行為者等又は町民等が設置したごみ集積所及び用地の寄附採納は、受けないものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、久喜宮代衛生組合ごみ集積所設置等に関する指導要綱（平成22年久喜宮代衛生組合訓令第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示中これに相当する規定があるときは、当該相当規定によって行われたものとみなす。

別記様式（第5条関係）

ごみ集積所設置（新設・移設・廃止）届出書

年　　月　　日

宮代町長

あて

届出者 住所

氏名

電話

確認：廃棄物減量等推進員

宮代町ごみ集積所設置等に関する指導要綱第5条の規定により、下記のとおりごみ集積所の（新設・移設・廃止）を届出します。

記

1 届出区分 ※該当する区分を○で囲む	新設 ・ 移設 ・ 廃止
2 届出事由	
3 ごみ集積所利用世帯数	
4 ごみ集積所設置場所（住所等）	
5 収集するごみ等の種類	
6 収集開始希望日	

1 添付書類

- (1) ごみ集積所の場所を示す案内図
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 ごみ集積所設置に当たっての注意事項

- (1) ごみ集積所の位置は、収集作業に支障のない道路際とするものとし、交差点から原則として、5メートル以上離れた位置とすること。
- (2) ごみ集積所が面する道路は、原則として、幅員が4メートル以上で通り抜けられるものとすること。
- (3) ごみ集積所を私有地に設置する場合には、必ず土地所有者の承認を得ること。

別記様式（第5条関係）